

秦代遷陵県における漆の調達と利用

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 直美 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21101

《論説》

秦代遷陵県における漆の調達と利用

鈴木 直美

はじめに

中国古代史において漆といえば、長沙馬王堆漢墓出土漆器のような、優美な紋様が施された器物が目につく。前漢中期以降、宮廷での利用に供されるような高級漆器は中央直属の工官が生産を担っており⁽¹⁾、蜀郡工官・広漢郡工官で生産された漆器は遠く平壤の楽浪漢墓やモンゴルのノイン＝ウラ古墓にも副葬された⁽²⁾。

ただし、漆の貴重さはその紋様を織りなすことのみにあつたのではない。そもそも漆には防水性、耐酸・耐アルカリ性という特性があるため、器物に塗ることでその堅牢度を増すという利点も持つ。また、固化した漆によって器物表面のなめらかさや断熱性も増す。そして何より、生漆は膠と並んで強固な接着剤として長く利用されてきた。漆を塗る素材も木に限らず、布や土器、金属・皮革と幅広い。例えば『周礼』考工記では車輪の牙（木製のリム）に漆を塗ってその強度を高めたり、弓を造る際に防水塗料として漆を使用したりしている⁽³⁾。さらに人目に触れない部分で言えば始皇帝陵兵馬俑には鮮やかな彩色が施されているが、顔料をのせるための下地は生漆である⁽⁴⁾。漆の用途が装飾から実用まで幅広いのであれば、『尚書』禹貢篇が兗州や豫州からの貢納品として漆をあげるように⁽⁵⁾、その時々々の権力者の関心を強く引きつけたであろう。漆は山林藪沢の恵みであり、重要な戦略物資なのである。

ところで筆者はこれまで、統一秦期の県における土器や織物の生産について言及する機会があつた⁽⁶⁾。筆者が史料として用いたのは里耶秦簡であり、秦代洞庭郡管轄下にあつた遷陵県という県で扱われた文書や帳簿である。検討結果によれば、県の諸官で必要とされる物品は、庫や郷といった下部組織で生産されていた。その原料もまた近傍で採取されたり、税（戸賦）として納められたりしており、それでも不足するものは市場から購入もされていた。検討の過程において、県の運営は自ら用度品を調達することなしに成り立たないことに気づくとともに、しばしば漆に関する史料が散見することが気になっていた。

最初にことわるが、現有の里耶秦簡による限り、秦の遷陵県で加飾を大きな目的とした漆器が生産されていたとはいえない。それでもなお漆についての記録がみえるということは、何らかの手工業や作業に漆が必要だったからであろう。また、そもそも当時の遷陵県で漆の使用が可能で

あったのか、自然条件や供給方法も検証しなければならない。使用できる材料は決して多くはないが、秦律なども参照しながら、秦代遷陵県における漆の収集と利用を考えてみたい。

1. 湖南省湘西地区における漆器生産からみた漆利用

本章では秦の遷陵県での漆利用を考える前に、遷陵県の位置する現在の湖南省土家族苗族自治州龍山県里耶鎮を含む湘西地区での漆器生産について明らかにすることで、遷陵県に漆利用を可能にする条件が整っていたかを確認する。現在の中国における主要な漆産地は四川省・湖北省・湖南省などの長江中流域、および四川省に隣接する陝西省南部である⁽⁷⁾。特に四川省は前述の蜀郡・広漢郡工官所在地であるとともに、湘西地区の近接地でもある。この湘西地区から湖北省鄂西地区にかけては古くから良質な漆の産地であった⁽⁸⁾。

湖南省・湖北省といえ、今までにおびただしい数の漆器が楚墓から出土している。湖南省における中国古代の漆器とその生産を研究してきた聶菲氏によれば、澧水上・中流域を中心とした湘西地区の楚墓にもしばしば漆器が副葬されている。そして澧水上流域に近い里耶にある麦茶楚墓群からもまた計17点の漆器片が確認されており、漆器を副葬する楚墓の埋葬習俗が里耶にまで及んでいることがわかる。聶菲氏は湘西地区楚墓の漆器には独特な特徴があると述べているが、残念ながら生産地をしめす烙印などの手がかりはない⁽⁹⁾。

では次に、秦代遷陵県のあった湘西地区における漆器生産はどうであったろう。上述のように楚墓には多くの漆器が副葬されているにもかかわらず、湘西地区以外も含め生産地のわかる烙印や刻銘のある漆器は見つかっていない（里名のみが刻まれた漆器は除く）⁽¹⁰⁾。秦器についても同様である⁽¹¹⁾。しかし、前漢前期の漆器生産をしめす材料は豊富にある。それは、長沙市岳麓区・望城県の前漢王陵区から発見された漆器には、生産地や担当部署を記した「物勒工銘」がみえており、県や侯国管轄下の庫が漆器生産を取り仕切っていたことがわかるからである⁽¹²⁾。これらの「物勒工銘」から集成した漆器生産地は以下である。

①『漢書』地理志上武陵郡……充・零陽・沅陵国・辰陽・酉陽・義陵・無陽・臨沅。

②『漢書』地理志未見……門淺・沅陽・醴陽。

一瞥して、長沙の漢墓副葬漆器の大部分が漢の武陵郡所属県から供給されていることがわかる。『漢書』地理志の武陵郡は、里耶秦簡では遷陵県の所属する洞庭郡に相当するといわれている。また地理志未見の門淺は、里耶秦簡では洞庭郡所属の零陽・上沅とともに臨沅と隣り合っていることからみて（9-712）、洞庭郡所属とみてよい。沅陽もまた洞庭郡守の文書が沅陽の印で封印されており（8-759）洞庭郡の県である。醴陽は里耶秦簡にはみえないが、岳麓書院蔵秦簡「為獄当状四種」案例3にみえており、秦県のひとつだったことが確認できる。また、張家山漢簡「奏讞

書」案例15では醴陽令の盗罪についての判決が江陵県を経て南郡守に確認されており、整理小組はこの醴陽を澧陽に読み替え、南郡所属で澧水流域の県であろうとしている。もし醴陽が澧水流域にあるなら、南郡所属とはいえ現在の湘西地区に入っており、秦の遷陵県からも比較的近いといえる。

無論、漢墓出土漆器銘にみえる漆器生産地をそのまま秦まで遡らせるわけにはいかない。ただ、郡内各地で庫による漆器生産が確認されたからには、漢の武陵郡で生産に足る漆を産出する自然条件に恵まれていたことは確かである。加えて、県・侯国の漆器生産部署である庫であるが、秦の遷陵県においても庫が漆液を扱っていた。遷陵県での庫は武器の保管や車の製造を担当する部署であり⁽¹³⁾、庫と漆の関わりは、漆器以外への漆の利用を考えるうえでも興味深いのである。

2. 秦代遷陵県における漆の採取

(1) 漆に関わる里耶秦簡

ここではまず、里耶秦簡から漆の調達や利用をしめす史料を抜き出してみる。行論の便のため、引用簡にはカタカナで符号をふっておく⁽¹⁴⁾。なお、里耶秦簡をはじめとして引用簡牘の文字は支障のない範囲で通行字体に改め、文中の重文符号については文字に直した。

ア. 田課志

■園課

●凡一課。(8-383+8-484)

イ. 園課佐氏 □ (9-796)

ウ. ■課上金布副	園栗ノ	県官有買用錢レ	鑄段(鍛)
■漆課ノ	采鉄ノ	竹箭ノ	
■作務ノ	市課ノ	水火所敗亡ノ	園課レ 采金ノ
■嶙竹ノ	作務徒死亡ノ	貨贖責毋不収課	
■池課ノ	所不能自給而求輸ノ	(8-454、「ノ」「レ」はチェックマーク)	

エ. 戸曹計録 田提封計 □
 郷戸計 漆計 □
 繇(徭)計 鞫計 □
 器計 ●凡七計 □

租賃計 (8-488)

オ. 式春郷主鬚髻。(8-1548)

カ. 卅七年遷陵庫工用計。受其式春郷鬚。

漆三升。升飲水十一升。乾重八。(9-1136)

キ. 卅七年遷陵庫工用計。受充庫工用計。

漆卅斗。斗飲水十四斗。乾重十。(9-1124+9-2064) ⁽¹⁵⁾

ク. 受孱陵鬚園 (16-1105)

ケ. 卅四年十二月倉徒簿取。(中略) 女卅人与庫佐午取漆 (後略)。(10-1170)

コ. 贛弩用白布丈七尺

灑漆用白布六尺 (8-529 正)

サ. 用和漆六斗八升六籥

和漆九斗九升

凡十六斗七升六籥 (8-1900)

シ. 漆 (8-614)

ここで、「鬚」と「漆」の使い分けについて説明を加えておく。「鬚」は(黒い)漆を塗ることを意味することもあるが、睡虎地秦簡『日書』乙種「木日」で榆・棗・桑・李とともに列記されるように漆の木をいうことも多い⁽¹⁶⁾。「漆」とは、『説文解字』漆部に「木汁なり。以て物を^{つるいぬ}鬚るべし。象形。漆、水滴りて下るが如し」とされるように、漆液のことである。里耶秦簡をみる限り、「鬚」が漆の木、もしくは漆園、「漆」が漆液を指すことは一貫している。カ「受其式春郷鬚」の「鬚」も、ク「受孱陵鬚園」とあることからみて、漆園と解せる。後述する睡虎地秦簡秦律では兩字を厳密に区別しておらず、張家山漢簡「算数書」は漆液の意味で「漆」と「漆(鬚)」兩字を用いているが、里耶秦簡では兩字の区別が明瞭である。

(2) 遷陵県内での自給

第八層出土簡公開当初から指摘があるように、遷陵県には漆園が存在した。それは田官を考課した資料に「鬚園課」が存在し（ア）、「鬚園」（漆園）には佐が置かれているからである（イ）。睡虎地秦簡の秦律によれば、漆園は毎年考課の対象となり、最下位であった場合、責任者である畜夫や、その上司である県令・県丞、下役の佐、および漆園で労働する者たちは処罰を受けた⁽¹⁷⁾。

（前略）●鬚園殿、貲畜夫一甲、令・丞及佐各一盾、徒絡組各廿給。鬚園三歳比殿、貲畜夫二甲而法（廢）、令・丞各一甲。（後略）（秦律雜抄、簡20～簡21）

（漆園を考課して最下位であれば、畜夫に一甲、令・丞、および佐に一盾、徒にそれぞれ絡組二十給を科す。漆園が3年連続で最下位であったら畜夫に二甲を科して免職し、令・丞にそれぞれ一甲を科す）

この秦律にいう「最下位」とは、郡内であるのか、全国であるのか、天候や生育条件は考慮されないのかなど疑問はあるが、アは漆園に対し考課が実際に行われていたことをしめす貴重な証拠である。

ただ県内での漆液生産は必ずしも漆園に限っていたとは言い切れない。提出した部署は不明ながら、金布に提出された計（年度単位で物品・金銭の増減を集計した帳簿）のなかに「漆課」がみえており（ウ）、戸曹に提出された計のリストにも「漆計」がみえる（エ）。特に戸曹宛の后者は租税などによる漆液の徴収があった可能性がある。租税を考慮に入れるのは、絹織物に用いる繭が戸賦として納入されていたからである⁽¹⁸⁾。同様に、県下の郷である武春郷には漆園の担当者「主鬚」がおり（オ）、実際に武春郷から漆液が運ばれている（カ。本簡の数字の解釈については次章参照）⁽¹⁹⁾。

次に考えられるのが漆園以外で、漆液を使用する官署自らが漆の採集に乗り出すことである。前章で紹介したように、漢代の県・侯国において漆器の生産を担うのは庫であり、遷陵県でもまた庫が様々な物品を生産している。ケは作徒簿であるが、倉に所属する女性が庫の佐とともに1ヶ月で延べ30人（1人が担当するのであれば1ヶ月間）「取漆」に従事している。これは漆を使用する庫自身が倉から人手を借りて漆を採取したことをしめす⁽²⁰⁾。

しかし、ここでじっくりしないのは作業実施月が12月、陽暦の1月以降ということである。当時の漆の採取時期は知る術がないが、明の『本草綱目』では漆掻きは陰暦の6、7月としている⁽²¹⁾。現代の日本では最大6～11月下旬が漆掻きのシーズンであるがこれは漆掻き後に木を切り倒す殺し掻きを行っているため、木を温存する養生掻きを記す『本草綱目』のような掻き方とは異なる。また現在の中国での一般的な漆掻きは夏至後の6月から10月までである⁽²²⁾。初冬までには漆掻きを終えるのは、一般に漆液などの樹液の分泌は夏場が多く、冬場はほとんど分泌されないからであり、寒い時期に採取した漆は水分量が少なく乾きが遅いため、漆器の上塗りなどには向

かず、下塗りや接着剤として用いられるほかないからでもある。

しかし、「漆」が漆液をしめすのであれば、「取漆」は漆掻きと解するしかなかろう。現在では効率が悪いと採取されることはほとんどないが、日本では11月以降に漆の枝や梢部分から漆液を採取することはあった⁽²³⁾。冬場に取りられた漆液をどのように使用したのかは不明だが、接着用、あるいは水分の多い漆液に混ぜ込むなどして使ったのではないか。次章で述べるように、遷陵県は他県から漆液を取り寄せることまでしている(キ・ク)。それならば、多少無理をしても冬場に漆を掻き、漆液の確保に努めたのだと考えておきたい。

3. 他県からの漆液の供給

(1) 計にみる他県からの供給

前章で触れたカは、庫の工用計で、庫の作業で使用する漆液が式春郷から運ばれたことをしめしていたが、同書式の庫の工用計が他に2点あり、いずれも他県からの漆液の供給をしめしている(キ・ク)。

両簡ではそれぞれ充県と孱陵県の漆園から漆液が運び込まれている。充県は洞庭郡の所属である。孱陵県は『漢書』地理志上では武陵郡であるが、漢初は南郡所属であった可能性が高い。何故なら、張家山漢簡秩律(簡456)や松柏漢簡(簡35)では南郡所属の県と併記されているからである⁽²⁴⁾。かりに秦の孱陵県が南郡所属であったとしても、長江の南側であるから洞庭郡の隣ということになる。ウでは主体となる官署や物品が不明ながらも、「所不能自給而求輸」(自給できないもので輸送をお願いしたもの)という項目があるから、漆に限らず不足品が同一郡内の他県や、他郡の県から供給されることがあったに違いない。

他県から漆液が供給されるということは、供給元の県の在庫である漆液が供給先の県に移動することである。カ・キは「計」を記す簡であるが、計とは年度単位で物品・金銭の増減を集計した帳簿である。したがって、帳簿上の処理としては、供給元の県の在庫から送付した漆液が抹消され、供給先の県で受領した漆液が計上されることを意味する。

(2) 飲水試験

里耶秦簡校釈小組はカの公表後いち早く、「飲水」が睡虎地秦簡效律にみえる漆液の飲水試験をしめすことを指摘した⁽²⁵⁾。

工粟鬻它県、到官試之。飲水、水減二百斗以上、賞工及吏將者各二甲。不盈二百斗以下到百斗、賞各一甲。不盈百斗以下到十斗、賞各一盾。不盈十斗以下及粟鬻中而負者、負之如故。

(睡虎地秦簡「效律」簡46～簡48)

(工が他県に漆液を与えたなら、官に到着したときに品質試験をする。加水して、水が200斗以上減ったなら、工、および吏の責任者にそれぞれ二甲を科す。200斗未満から100斗ならばそれぞれ一甲を科す。100斗未満から10斗であれば、それぞれ一盾を科す。10斗未満、および漆を県内の官に与えたのであれば、弁償して元通りとする)

飲水試験とは官署間で漆液を移送した際に、受領する官署で漆液に水を注ぐ品質試験のことで、注いだ水の量が多ければ多いほど、発送側の工官や移送担当の役人が処罰される。張家山漢簡『算数書』の算題「飲漆」(下掲)を検討した大川俊隆・田村誠両氏によれば、漆液にはその体積の3倍まで水を加えることができ、3倍以上加水すると、漆液は飽和状態となり(下線部分。算題の前提)、粘着性を失い、ペースト状に変質する。具体的にいえば、1斗の漆液には3斗の水を加えることができる。飽和直前までの加水漆液は加水していない漆液と見た目の区別はつかない。この性質を利用して、漆液に加水して水分が失われることを防いだうえで輸送し、受領した官署は加水試験をして漆液が適切に管理されていたかを確認するのである⁽²⁶⁾。

飲漆(漆)。肆(漆)飲一斗飲水三斗而極。飲水二斗七升即極。問、余肆(漆)・水各幾何。曰余肆(漆)卅七分升卅、余水二升卅七分升七●朮(術)曰以二斗七升者同一斗卅七也。為法。有(又)直(置)廿七十升者、各三之為実。実如法而一。(『算数書』簡66~簡67)

(飲漆。漆1斗は水3斗を飲んで飽和する。(今、漆一斗が)水2斗7升を飲んで飽和した。問う、補足する漆と水はそれぞれどれだけか。曰く、補足する漆は30/37升、補足する水は27/37升である。術に曰わく、2斗7升を1斗と併せて37(升)となる。これを法とする。又、27升と10升を置いてそれぞれこれを3倍して実とする。実を法で割ると答が得られる)⁽²⁷⁾。

ただ、カ・キにより受領漆液に対し飲水試験が行われていたのは確かであるが、そこに記された数値の意味ははまだ解明されていない。思いつくままに疑問を3点あげてみる。

- ①漆三升・漆三斗の漆液は、飲水試験後に判明した生漆⁽²⁸⁾(加水されていない原液)なのか、受領時の加水を前提とした漆液なのか、遷陵県での加水後の水を含めた加水飽和漆液総量なのか。
- ②「升升」「斗斗」の2字目の「升」「斗」は⁽²⁹⁾、「升ごとに」「斗ごとに」と読み1升(1斗)ごとの飲水量なのか。あるいは「升もて」「斗もて」と読み、1升単位に、1斗単位に飲水試験をした結果の飲水総量なのか。
- ③「乾重」とは何か。後ろの数値に単位がなく、容量ではない。

これらのうち、③については残念ながら今回適切な解釈を加えることができない。ただ、①②について結論から述べれば、①は受領時の加水を前提とした漆液であり、②は加えた水の総量である。カはやや複雑なのでキを例に説明する。

まず遷陵県での受領時の試験は加水漆30斗を受領し、1斗ごとに分けて試験を行った結果合計

14斗の水を遷陵県で加え、44斗(30斗+14斗)で飽和状態になった。一方、生漆がその3倍の体積の水を含むと言うことは、生漆に加水して4倍の体積になったとき飽和する(生漆1:加水飽和漆液4。加水飽和漆液4に生漆1が含まれる)。これを元に含まれている生漆の量をxとして計算すると以下となり、生漆は11斗であると判明する。

$$1/4 = x/14+30$$

$$x = 11$$

前掲②の疑問について、1斗ごとに14斗加水と考えると、加水量が余りに多すぎるので加水総量とするしかない。疑問の①についてはカをみてから説明する。

仮にカをキと同じように考えた場合、受領時の漆液3升、11升加水、加水試験後の総量14升となる。生漆をxとした場合の計算式は、

$$1/4 = x/11+3$$

となり、生漆は7/2升(3.5升)となる。これでは生漆の量が元の3升より増えてしまい奇妙であるが、この理由はあとにして他の解釈の可能性を消してゆく。

まず、①の疑問、3升の生漆に不明水量が加えられたものが遷陵県で受領され、11升の加水の結果生漆3升分と判明した、というのは成り立たない。何故なら、受領時の漆液の量をyとし、加水試験時の水量を11とした結果3升の生漆と判断したとすると式は以下となる。

$$y+11/4=3$$

これによれば受領時の漆液の量は1升となり、その12倍の水を加えたことになってしまうからである。

次に①の冒頭の3升が遷陵県での加水後の水を含めた加水漆液総量というのは、11升の水を加えているのだから成り立つわけではない。ただ、「三斗」とすべきところを、「三升」と書き間違えたという疑念は湧く。ただこの疑念も[図1]⁽³⁰⁾をみると取り下げたくなる。それは、カとキの写真を見比べると、カの方が「飲水」の書き出し位置が低く、「漆」と「飲



〔図1〕左：カ 9-1136
右：キ 9-1124+9-2064

〔図2〕カ模図

水」の間が空いており、別筆のようにみえるからである。

カについては里耶秦簡博物館で展示されている簡を観察する機会があった⁽³¹⁾。観察によれば「漆」より「三升=」（「=」は重文符号）の方がやや墨跡が薄く、別筆のように見える。「十一升」も別筆のようである。特に「三升=」部分は〔図2〕のように削り取られたあとがあり、簡を横から見ると、「飲水」の上から「漆」の下にかけて刃物を入れたように薄くなっている。重文符号「=」もかなり薄く、削り残しをそのまま重文符号に見立てたようにみえる。少なくとも「三升」については元の字を削除後の書き足しとみてよい。本来は「〇升〇罇」のように記入されていたのが訂正されたのだろう。この訂正の可能性を考えたとき、訂正によって単位を間違えたというのは現実的でない。

では、受領時の3升より、計算で得られた生漆7/2升(3.5升)の方が多くなるのはどうか。これは受領時の漆液が乾き気味で、その分多く水を加えることになったからではなかろうか。生漆には通常30パーセント程度の水が含まれるから⁽³²⁾、1/2升(0.5升)、全体の15パーセントの水分が失われていたことになる。これでは加水どころか乾燥気味の漆が納入されたことになって奇妙に感じられる。ただ、カ漆の漆液の発送元は遷陵県内の武春郷であり、他県から運び込むより運搬日数がかからない。あくまで想像でしかないが、発送元の武春郷の近さもあって水を加えないうまま漆液が送られてきたのだろう。

ここまで冒頭の数字が受領時の漆液の量であると述べてきた。ところで、この両簡が「計」であり、他郷や他県からの受領数を合計しているのであれば、当然、遷陵県での「計」と発送元の機関の「計」とが合わなければならない。にもかかわらず、受領時の漆液の量を記したなら、水分が失われていた場合発送元の「計」と食い違うのではないかという疑問もあろう。しかし、飲水試験での加水量を記すことで飽和状態の漆液の量がわかる。飽和状態の量が食い違わなければ、発送元と受領先の会計に問題は生じないのである。

ただ、送られた漆液に対し飲水による品質試験が必要ならば、漆液の量のみで、会計上の処理は事足りるのか疑問は残る。前掲疑問③であげた「乾重八」「乾重十」が漆液中の水分量などの質をしめしているとみられるが⁽³³⁾、適切な解釈にいたらなかったことを残念に思う。

4. 遷陵県での漆の利用

最後に、遷陵県での漆の利用について考えてみたい。まず、秦簡の出土した1号井からは刷毛(J1②木39、19.5×2~3.2センチ、刷毛部分2.9センチ)も発見されており、刷毛には漆が染みっていた。刷毛としてはやや大きいので広い面を塗るものであろうが、実際に漆を塗る作業が実施された有力な証拠である。また、漆液(荒味漆)を精製するためには夾雑物を漉す工程が不可欠

だが、コによれば、そのための「白布」(生成りの麻布)の在庫があった。前文で弩のカバーの記載があるので、麻布は庫での在庫であり、漆液を漉す作業もまた庫で実施されたはずである。

次に秦簡から漆利用の可能性を探るが、カ・クでは庫が漆の受領主体であったが、庫は一般に武器庫と解されるように遷陵県でも庫では甲冑・弩・矢・戟など様々な武器が保管されていた。

遷陵庫真見兵 ⁽³⁴⁾	曹廿口	矢四萬九百口
甲三百卅九	弩二百五十一	戟二百五十
甲匁廿一	臂九十七	
鞞督卅九	弦千八百一	(8-458)

武器といえば下掲效律によれば、戟・弩や甲冑には漆や丹によって所蔵する官署の表示がつけられなければならない。

爰・戟・弩、鬚形相易毀(也)、勿以為羸・不備、以職(識)耳不当之律論之。(睡虎地秦簡「效律」簡45)

(爰・戟・弩について漆と丹による表記を変更するのであれば、台帳に照らして余剰や不足がないようにする。台帳の記載と食い違いがあったなら、表示違いの律によって処断する) 公甲兵各以其官名刻久之、其不可刻久者、以丹若鬚書之。其段(仮)百姓甲兵、必書其久、受之以久。入假(假)而而毋(無)久及非其官之久也、皆没入公、以贖律責之。工。(同「秦律十八種」簡102~簡103)

(公のよろいや武器には各々官名を刻み込み、刻み込めない場合は丹、もしくは漆を使用して書き入れる。百姓によるいや武器を貸し出すときには、必ずその表示を記録し、返却時には表示を確認する。貸与品を受け取るときに表示がない、もしくは表示がその官でないときは、いずれも官に納入し、贖律によって取り立てる。工律)

表示が消えている場合や、台帳と表示が合わないときは担当官が処罰されるから、表示は必要に応じて書き直されていたはずである。

さらに武器といえば、革製の甲冑にも漆が施されることがある⁽³⁵⁾。あくまで推察でしかないが、武器の在庫には甲札も含まれており、甲冑や甲札が漆で塗装されていたなら、その補修にも漆が必要であったであろう。

□口計元年余甲三百卅九、匁廿一、札五石、鞞督□
□緯四斤二匁。 ●凡四萬四千□ (9-2041)

また武器の他に車にも漆が塗られる。

環二尺一環、環去棧高尺、以紺緡為蓋縵裏□
祠器レ 鬚樞車以木為棧広四尺。 □ (9-731)

「鬚樞車以木為棧広四尺」というのは、「漆で塗られたれんじ」の車で、木製の棧敷、車幅が四尺

とのことである。「漆で塗られたれんじ」というのは車のどの部分か。今ここでは二案を出しておくこととする。ひとつは、人が座る部分が壁と天井で覆われた車（駟）につけられた格子窓のことである⁽³⁶⁾。もうひとつは、鞆という長沙漢墓出土明器にみられるような輿の座面に漆を塗った帯状の革を格子状に張りつけた部分で、振動を吸収する役割があるという。この場合、「木を以て棧を為る」というのは周囲の木枠と壁をいうのかもしれない。

9-731 を作成した部署は不明だが、庫では武器の保管のほかにも、車の輿（乗車する部分）を製造したり（8-1069+8-1434+8-1520）、車の整備をしたりしている（「約車」、8-686+8-973）から⁽³⁷⁾、本簡も庫に関連する可能性が高い。冒頭で引用した『周礼』考工記では車輪の塗料として漆を使っているが、車の製造や保守に漆は不可欠だったはずであり⁽³⁸⁾、武器の補修・管理も考え合わせるとき、庫が他県からの取り寄せも必要とするほど漆を必要としていたことも首肯できる。

さらに、拙稿で述べたように庫では布も織られている。里耶秦簡が投棄されていた1号井からは梭（J1⑤木7、2.1×43.8センチ）も発見されており、表面に黒漆が残っている。これは表面の滑らかさを保つための塗装であろう。同井戸から出土した木製部品（J1⑩木27、3×26センチ）にもまた黒漆が残っており、報告者は織機の部品かもしれないとしている⁽³⁹⁾。こうした道具が遷陵県で全て作られていたかはわからないが、その保守のためにも漆が必要だったと考えられる。

おわりに

ここまで、極めて雑駁ながら秦代遷陵県での漆の調達と利用について考えてみた。断片的ではあるが、遷陵県では庫での武器や車、生産工具である織機などの管理・補修に漆液は不可欠であった。そのため漆園で漆液が栽培されるだけでなく、おそらくは租税や庫の近傍での採取など、複数の手段を用いて漆液の確保が図られていた。しかし、つねに自県での需要が満たされているとは限らず、充県や孱陵県など他県からの供給を仰ぐ場面もあった。華麗な漆器が産地からはるか遠くまで流通していたように、漆液もまた産地から離れたそれを必要とする場所へと運ばれたのである。

ちなみに、本論で用いたカ・キの紀年は始皇三十七年（前210）、始皇帝の末年である。始皇帝といえば彩色された兵馬俑の下地には漆が使用されていた。咸陽の都においても漆の需要が高まったであろうこの時代、必ずしも地方の漆液が中央に送られるわけではなく、近県に融通されていたことも興味深い。

付け加えるなら、庫では漆を漉すためには麻布を在庫としていたが、庫では織物も生産されており、衣服やカーテンなどその用途に応じて必要な在庫や不足数が把握されていた。これらの生地が全て遷陵県での生産であったかは不明だが、織物生産と漆を利用した作業が連携しているこ

とは確かである。つまり、物品を製造、補修するためにはその材料もまた県、乃至は庫が調達しなければならなかったのである。冒頭で述べたように、県を運営するということは、物品の調達をどのようにするのか、自県で生産するか、購入するか、他県の供給を求めるか、その方法を選択し、実行することの繰り返しであったといえる。これは、県の統治体制のあり方や文書行政の運営に注目するだけでは気付きにくい郡県制の現実的な側面である。また、原料を供給しうる自然条件があるか、物資の集散地となる大都市が近くにあるかなどの条件によって、手工業のあり方が異なっただろう。

本稿は里耶秦簡の公表途中で草したため、漆の調達・利用について小さな破片を拾い上げたに過ぎない。また、加水した漆液をどのように使用するのか、という根本的な疑問を抱えたまま行論したことに不安を残している。ただ今後、華やかな漆器とは異なる、実用的な漆の利用についても光が当たるきっかけになればと思っている。

註

- (1) 佐藤武敏『中国古代工業史の研究』（吉川弘文館、1967年）第4章5。
- (2) 梅原末治『支那漢代紀年銘漆器図説』（桑名文星堂、1943年）。
- (3) 輸入（中略）參分其牙圀而漆其二。（『周礼』考工記、輸入）（輸入。リムの地面に接する部分と、リムの周囲の幅三分の二に漆を塗る）。この部分の鄭玄注について孫詒讓は牙の外側が地面を踏むとき、砂礫を轆きつぶすので牙を傷めやすいからだと解説する。

注言「不漆其踐地者也」者、牙外踐地、沙石輻轆、易至輻敵。（『周礼正義』輸入）

弓人為弓。取六材必以其時。六材既聚。巧者和之。幹也者、以為遠也。角也者、以為疾也。筋也者、以為深也。膠也者、以為和也。絲也者、以為固也。漆也者、以為受霜露也。（同、弓人）（弓人は弓を作る。弓を作る六種の材料を採取するにはそれぞれ適当な季節を以てする。六種の材料がそろったら、巧みな工人がこれを結合する。中心になる木製の材は矢を遠くへ飛ばす作用がある。内側に貼られる角は、矢に速力を与える作用がある。外面に貼られる動物の腱は、矢に深く突きささる力を与える作用がある。膠は木・角・腱の働きを調和させるものである。絲はしっかり巻き固めるものである。漆は霜や露を受けても大丈夫のように塗るものである）

「弓人」の翻訳は林巳奈夫『中国殷周時代の武器』（京都大学人文科学研究所、1972年）第7章第1節(2)を参照した。

- (4) 張志軍『秦始皇陵兵馬俑文物保護研究』（陝西人民教育出版社、1998年）第2章3(1)。本書によれば、他に兵馬俑坑出土の戦車や武器の柄にも漆が塗られている。
- (5) 前掲註(1)佐藤著書、第4章2-1。

済河惟兗州（中略）厥貢漆絲、厥篚織文。（中略）荆河惟豫州（中略）厥貢漆臬絺紵（後略）。

（『尚書』禹貢篇）。（済河は兗州であり、……漆や絹糸を貢納する。……荆河は豫州であり、漆、大麻、目の細かい葛布やいちび布を貢納する）

- (6) 拙稿「里耶秦簡にみる官営土器工房」（中国古代簡牘の横断領域的研究 [http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note04\(Suzuki\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note04(Suzuki).html)、2013年12月26日）、同「里耶秦簡にみる官府の織物生産」（高橋継男教授古稀記念東洋大学東洋史論集編輯委員会編『高橋継男教授古稀記念東洋大学東洋史論集』汲古書院、2016年）。以下、織物生産についての拙稿の引用はこれによる。
- (7) 永瀬喜助『漆の本—天然漆の魅力を探る—』（研成社、1986年）4。本書によれば、他に河北省・山西省・安徽省・浙江省・江西省・河南省・甘肅省・雲南省・貴州省も漆の産地であり、北緯30度前後、海拔300～600メートルの高原地帯に多い。
- (8) 聶菲「湖南楚漢漆器製作工藝探討」（『湖南省博物館館刊』第10輯、岳麓書社、2013年）。聶菲氏によれば湘西地区、隣り合う黔東地区・川東地区は彩漆の原料である朱砂の主要産地でもある。なお、この聶菲論文でも後掲する里耶秦簡9-1136・9-1124・16-1105をあげながら、漆園での漆生産や漆を用いた手工業について触れている。
- (9) 湘西地区を含む湖南省における副葬漆器の地域性については聶菲「湖南楚墓出土漆器分区及相關問題探討」（『湖南省博物館館刊』第6輯、岳麓書社、2010年）による。
- (10) 長沙楊家湾6号墓出土の耳杯に「市攻（工）」銘が刻まれ、裘錫圭氏はこれを市官の管轄する工房、乃至は工匠の名を表すと述べており、市官管轄工房であるなら楚における官営漆器生産を考えるうえで興味深いが生産地はわからない。また、同墓の編年は戦国末から前漢初とされており、楚墓と確定できない。裘錫圭「戦国文字中的“市”」（『裘錫圭學術論文集』第3巻、復旦大学出版社、2012年所収、1980年初出）。
- (11) 長沙楚墓出土「廿九年大（太）后□造」漆樽には、製造者として「右工市（師）」がみえており、この紀年は昭襄王二十九年（前278）のもので、昭襄王の母で楚出身の宣太后に関係があるか、秦による占領後の楚地で造られたものではないかといわれている。裘錫圭「從馬王堆一号漢墓“遣冊”談關於古隸的一些問題」（前掲註(10)『裘錫圭學術論文集』第4巻、1974年初出）。また、常德徳山寨子嶺1号墓出土漆盒にも「十七年大（太）后詹事丞」の針刻がみえ、この紀年も昭襄王十七年（前290）とみられている。両器の作風は楚器を継承していることは確実だが、「右工市（師）」は秦の官名なのか、どうして秦による楚占領以前の昭襄王十七年の紀年が見えるのかなどについては様々な議論がある。本論の趣旨は漆器生産地を知ることにあるため、この問題には立ち入らないが、諸説については聶菲「關於湖南地区楚漢漆器的生産・管理和産地問題的再討論」（『湖南省博物館館刊』第5輯、岳麓書社、2009年）を参照のこと。
- (12) 「物勒工名」のある漆器はいずれも押収された盗掘品で、2009年に長沙市文物考古研究所と

長沙市博物館に収蔵されたものであるため、厳密な出土地点は不明である。収蔵された漆器の初期報告は、長沙市文物考古研究所「長沙“12・29”古墓葬被盜案移交文物報告」(『湖南省博物館館刊』第6輯、2009年)、邱東聯・潘鈺・李夢璋「簡析長沙市博物館2009年度徵収の一批西漢漆耳杯」(同)。なお、羅小華「長沙漢墓“物勒工名”類漆器銘文補議」(『出土文献研究』第13輯、2014年)に「物勒工名」のある漆器が集成されており、本論の地名収集にあたっては羅小華論文を参照した。

- (13) 陳偉「秦代遷陵県の「庫」に関する初歩的考察」(宮宅潔編『多民族社会の軍事統治—出土史料が語る中国古代—』(京都大学学術出版会、2018年)。
- (14) 里耶秦簡の釈文は以下によるが、先行研究などによって釈字を改めた部分がある。簡番号は第8層・第9層出土簡については『里耶秦簡』(壹・貳)所載の整理号を、その他については出土号を用いる。湖南省文物考古研究所編著『里耶秦簡』(壹・貳)(文物出版社、2012・2018年)。以下、『里耶秦簡』(壹)、『里耶秦簡』(貳)と称する。里耶秦簡博物館・出土文献与中国古代文明研究協同創新中心中国人民大学中心編著『里耶秦簡博物館藏秦簡』(中西書局、2016年)。以下、『博物館藏秦簡』と称する。
- (15) 綴合は『里耶秦簡』(貳)による。
- (16) 「鬚」の解釈については、方勇「岳麓秦簡小札一則」(『簡帛網』、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2142、2015年1月20日)を参照。
- (17) 以下、睡虎地秦簡の引用は、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、1990年)による。アと效律の関係については早くに陳偉主編『里耶秦簡校釈』第1巻(武漢大学出版社、2012年)が指摘している。
- (18) 鄒文玲「里耶秦簡所見“戸賦”及相關問題瑣議」(武漢大学簡帛研究中心主弁『簡帛』第8輯、上海古籍出版社、2012年)。
- (19) 式春郷での漆生産については、高村武幸「秦代遷陵県の覚え書」(『名古屋大学東洋史研究報告』第39号、2015年)が指摘している。
- (20) 作徒簿では「取菅」(8-1017など)「伐竹」(8-162)など植物採取の労働がみえており、「取漆」は漆の木を採取することかとも思えるが、「漆」は漆液の意味であるからやはり漆掻きとみるべきだろう。
- (21) 漆樹高二、三丈余、皮白、葉似椿、花似槐、其子似牛李子、木心黄。六月、七月刻取滋汁。(『本草綱目』木之二)。(漆は樹高2~3丈、樹皮は白く、葉は椿に似ており、花は槐に似ており、実は牛李の実に似ており、木芯は黄色い。6月、7月に刻みを入れて樹液を取る)
- (22) 于鐸編『中国林業技術史料初歩研究』(農業出版社、1964年)第4節4漆。
- (23) 室瀬和美『漆の文化—受け継がれる日本の美—』(角川書店、2002年)第1章2。本書では

枝や梢から取る漆液は枝漆、瀨々漆と呼ばれるが、瀨々漆は肌理の整った良質な漆液であるという評価もされている。

- (24) 張家山漢簡は彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社、2007年）、松柏漢簡は「荊州紀南松柏漢墓發掘簡報」（『文物』2008年第4期）参照。
- (25) 里耶秦簡牘校釈小組「新見里耶秦簡牘資料選校（二）」（『簡帛網』、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2069、2014年9月3日）。
- (26) 大川俊隆・田村誠「張家山漢簡『算数書』「飲漆」解」（『大阪産業大学論集』人文科学編114号、2004年）。
- (27) 現代語訳は張家山漢簡『算数書』研究会編『漢簡『算数書』—中国最古の数学書—』（朋友書店、2006年）による。
- (28) 前掲註(26)大川・田村論文の漆液への加水実験では、生漆、および精製漆ともに加水実験が行われており、生漆・精製漆ともに体積の3倍の水を加えたときに飽和状態となったという。精製漆とは塗料化の準備として生漆を加熱脱水して異物を除去したものである。大川・田村論文は秦律や算数書の漆液が生漆か、精製漆かを断定はしていない。ただ、一度水分をとばした精製漆に再度水を加えることが不可解であったので、本論では生漆への加水を前提に行論した。また、厳密に言えば生漆とは採取後に夾雑物を濾過したものをさし、濾過前の漆液は荒味漆と呼び、現在の日本では荒味漆のまま売買される。カ・キの漆液は濾過されているか不明であり、荒味漆とすべきかもしれないが精製されていないという意味で生漆と呼んだ。
- (29) 先に里耶秦簡牘校釈小組らの指摘があるように、『里耶秦簡』（弐）の釈文は重文符号を「●」としているが、キ「斗」の下は明らかに重文符号である。『博物館蔵秦簡』、里耶秦簡牘校釈小組「《里耶秦簡（弐）》校読（一）」（『簡帛網』、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3105、2018年5月17日）。
- (30) 写真の出典は『博物館蔵秦簡』（9-1136）、『里耶秦簡』（弐）（9-1124+2-2064）。後者は石原達平氏から綴合前の画像の提供を受けた。
- (31) 2018年8月24日。観察は展示ケースの外から行った。後掲〔図2〕は観察時の写真と記録をもとに筆者作成。
- (32) 前掲註(7)永瀬著書6。
- (33) 「乾重」が漆液中の水分量をしめす目安ではないかと思うのは、カが算数書の規定の生漆1に対して飲水3の比率以上に加水されているからである。本文でも述べたように、生漆が3斗あったとすれば、加水後合計12斗で飽和するはずで、計14斗は多すぎる。この12斗は14斗の8割6分に当たる（あるいは本来の加水量9斗、実際の加水量11斗。9斗は11斗の8割2分）。一方、キは飽和状態になるまで14斗しか加水しておらず、生漆1：飲水3の割合を逸脱

していない。このキの状態を「十」とし、水分の少ないカの状態を「八」とみたのかもしれない。

- (34) 『里耶秦簡』(老)はこの「真見兵」を釈読していない。「真見」の釈字は李均明「里耶秦簡“真見兵”解」(『出土文献研究』第11輯、2012年)、「兵」の釈字は前掲註(13)陳偉論文参照。
- (35) 前掲註(3) 林著書、第11章第2節(3)。
- (36) 林巳奈夫編『漢代の文物』(京都大学人文科学研究所、1976年)7、7-53図。下謁「輶」は7(5)。
- (37) 庫での車の製造・整備については前掲註(13)陳偉論文参照。陳偉氏は、先に前掲註(17)陳偉編書では8-1069+8-1434+8-1520の「輿」について、「奠」(美酒)としていたが、「輿」が適当であると訂正している。つけ加えるなら、司空の作徒簿(9-2289)では男性刑徒1名が酉陽県まで「学車」のために派遣されており、車の製造を習いに行っていたとみられる。
- (38) 林巳奈夫氏によれば、『周礼』考工記の車の製造過程について、輶(こしき)や輶(ながえ)には膠を塗って動物の腱を巻いたうえで、漆の上塗りをして補強する。林巳奈夫「中国先秦時代の馬車」(『東方学報』京都、第29冊、1959年)。また、林論文も引用する輝県瑠璃閣131号車馬坑出土で10号・11号馬車が発見された際に、輿の欄干部分の朱漆が地面に残っていたと報告されており、輿の塗装に漆が使われていたことがわかる。中国科学院考古研究所『輝県発掘報告』(科学出版社、1956年)第1編附1。こうした車の製造工程や作業内容が里耶秦簡のような文書や簿籍に詳しく記録されるとは思えないが、車を製造していたのであれば漆の用途として考慮すべき可能性である。
- (39) 湖南省文物考古研究所編著『里耶発掘報告』(岳麓書社、2006年)第2章第4節5。後述する椽と木製部品報告も同様。

附記：本研究はJSPS 科研費17K03126「中国古代における家族と「移動」の多角的研究—静態的家族観からの脱却をめざして—」(代表鈴木直美)、およびアジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「簡牘学から日本東洋学の復活の道を探る—中国古代簡牘の横断領域的研究(3)」(代表陶安あんど)の成果の一部である。

(明治大学文学部等兼任講師)